



2018年5月14日

各位

会社名 日本証券金融株式会社
代表者名 代表取締役社長 小林 英三
(コード番号 8511 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 杉山 慎一
(TEL. 03-3666-3184)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2018年6月22日開催予定の第108回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主の皆様のご利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入することとし、定款第9条第4号および第10条を新設するものであります。
- (2) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役として適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条および第38条を新設するものであります。なお、定款第30条の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (省略) (新 設) (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (現行どおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の買増し)</u> 第10条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 10 条～第 28 条</u> (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 11 条～第 29 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定)</p> <p><u>第 30 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第 29 条～第 35 条</u> (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 31 条～第 37 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定)</p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第 36 条～第 38 条</u> (省 略)</p>	<p><u>第 39 条～第 41 条</u> (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	2018 年 6 月 22 日

以 上